



# 第1章 計画の策定にあたって



## 1 計画の基本的事項

### 1 計画策定の趣旨

本市では、平成28年3月に「第3期摂津市地域福祉計画」を策定し、「みんなで支え合い、誰もが健康で安心して暮らせる人権と福祉のまちづくり」を基本理念とするさまざまな施策や事業を展開してきました。

しかしながら、少子高齢化が進行していく時代背景の中、子育てや介護をしている家庭の孤立、高齢者や子ども、障害者など社会的弱者に対する虐待、配偶者などへの暴力、貧困、ひきこもり、孤独死など、生活課題はさらに複雑化・深刻化しつつあります。

平成30年4月施行の改正社会福祉法では、地域福祉計画を実質的に高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に係る計画の上位に位置づけることで、あらゆる生活課題の解決において、地域の力を強化することの重要性を改めて示すこととなりました。

こうした社会情勢の変化や法制度の見直しなどの動向を踏まえながら、これまでの取り組みの成果や残された課題を整理し、さまざまな人々による助けあいや支えあい、住民・地域・行政などの協働による取り組みなど、地域福祉をさらに推進するための方向性を示すため、「第4期摂津市地域福祉計画」を策定するものです。

### 2 地域共生社会の実現

平成30年4月施行の改正社会福祉法において、住民一人ひとりがつながり、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が規定されました。

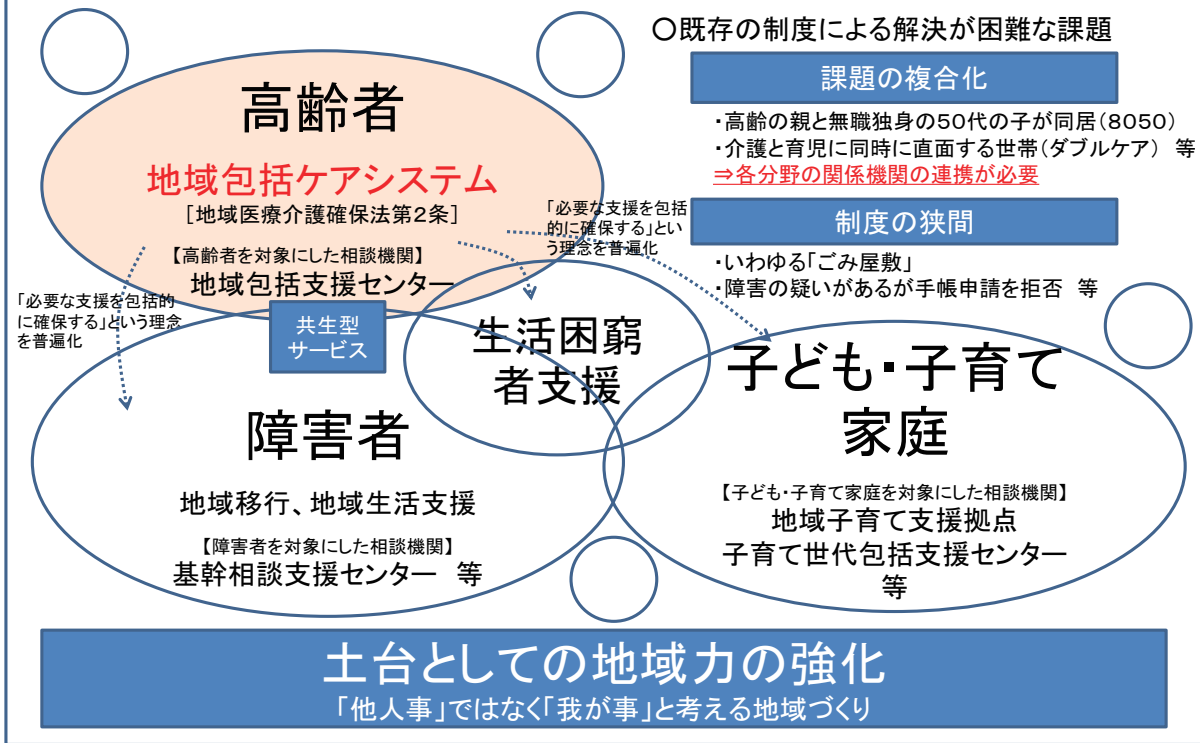
「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものであり、住民一人ひとりの暮らしの豊かさを高めることができます。

地域共生社会を実現していくためには、住民や自治会・子ども会・老人クラブ・PTAなどの地域で活動する団体、民間事業者、社会福祉法人やNPO法人、民生委員・児童委員、行政、社会福祉協議会などの様々な地域の構成員が、それぞれに活動するだけでなく、互いに連携し取り組みを進めていく必要があります。





# 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



資料：厚生労働省 HP





## 計画の位置づけ

### 1 法令の根拠

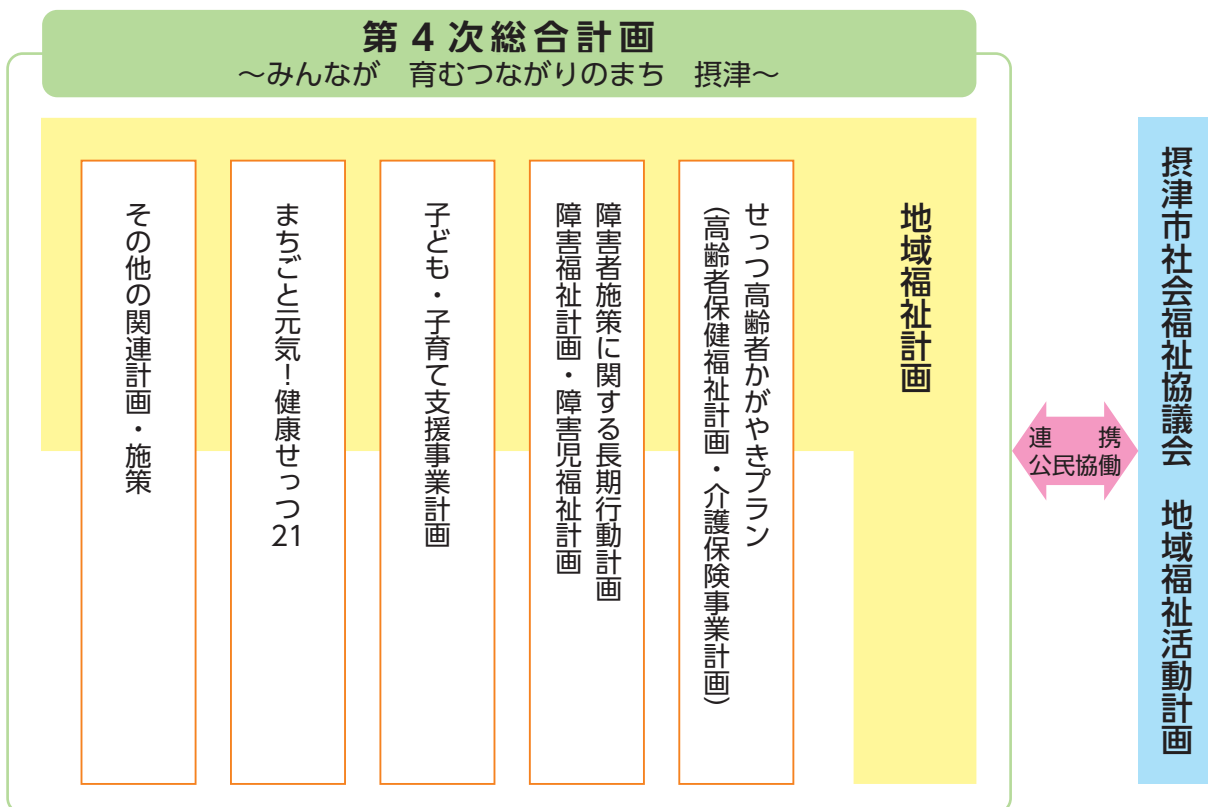
地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉推進における市町村計画として策定するものです。

なお、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定する「地域再犯防止計画」を本計画に包含しています。

### 2 関係計画等との関係

本計画は、「第4次摂津市総合計画」のもと、高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、健康増進などの各分野別計画の上位計画として、地域福祉の視点から共通する理念や方向性を記載しています。

加えて、地域福祉の推進を図る中核として位置付けられる社会福祉協議会においても、地域住民や民間団体が主体となって地域福祉活動を進めていくための理念や仕組みを共有し、具体的な取組みを記載した実施計画である「摂津市地域福祉活動計画」を同時期に策定しています。





# 3

## 計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度、令和7年度を目標年度とする6か年計画とし、計画最終年度に評価と見直しを行います。

■図 本計画及び主な下位計画の対象期間

計 画 名	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
地域福祉計画	第3期	第4期					第5期	
せつつ高齢者 かがやきプラン	第7期	第8期			第9期			
障害者施策に関する 長期行動計画	第4次（前期）				第4次（後期）			
障害福祉計画	第5期	第6期			第7期			
障害児福祉計画	第1期	第2期			第3期			
子ども・子育て 支援事業計画	第1期	第2期				第3期		
まちごと元気！ 健康せつつ21	第2次（改訂版）				第3次			
地域福祉活動計画 ※摂津市社会福祉協議会	第1期	第2期					第3期	

